



▲ 初期消火訓練



▲ 119番通報訓練



▲ 重要物件搬出訓練

# 文化財防火デー 合同消防訓練

1月26日、先人が遺した貴重な財産を火災から守るとともに、迅速かつ的確な消防技術の習得を目的とした文化財防火デー合同消防訓練が宮野の諏訪神社で行われました。

訓練には町消防団、西会津消防署、喜多方警察署奥川駐在所、消防支援隊、地区住民など約60人が参加し、同神社の立ち木から出火したとの想定の下、住民による119番通報訓練や神社内の文化財搬出訓練、ほかにも、実際に消火器を使った初期消火訓練や放水訓練などを行いました。

参加した皆さんは、火災の際の動作を一つ一つ確認しながら、有事に備え訓練を実施していました。



放水  
訓練



# お知らせ INFORMATION

### 消防・防災の豆知識

#### 〈第10回〉～住宅用火災警報器は設置していますか～

平成23年から各家庭に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。全国の住宅火災による死者は毎年約1000人で約半数が「逃げ遅れ」によるものです。一方で警報器により命が助かった事例も報告されています。町消防団では毎年2月に住宅用火災警報器の共同購入を行っています。回覧文書を確認するか、お近くの消防団員・町民税務課に相談ください。

### 国保の手続きはお早めに！

3、4月は進学や就職など異動が多くなります。これらの異動による国民健康保険(国保)の加入・脱退の届け出は14日以内に行いましょう。

- ◆加入の届け出が必要なおとき
  - 他市町村から転入したとき
  - 社会保険を脱退したとき
  - 子どもが生まれたとき
- ◆加入の届け出が遅れると…
  - 資格確認書などが交付されず、医療費が全額負担になります。
- ◆脱退の手続きが必要なおとき
  - 他市町村へ転出するとき
  - 社会保険に加入したとき
- ◆脱退の届け出が遅れると…
  - 国保と他医療保険の保険料を二重に支払ってしまうことがあります。

その他、修学や施設入所のため転出する人については別途手続きが必要になります。

健康増進課 国保係  
☎45-4532

### お知らせ版の終了について

令和7年3月15日号をもってお知らせ版の発行を終了します。今後「広報にしあいづ」は月1回発行となり、町ホームページ、LINEでもタイムリーに情報をお届けします。

▲ホームページ ▲LINE

### トータルケア修学資金を貸与します

町では、保健師、理学療法士、介護福祉士などを目標して修学している人または修学しようとする人のうち、経済的な理由で援助が必要な人に対し、修学資金(無利子)を貸与しています。

- ◆対象職種
  - 保健師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、管理栄養士
- ◆対象者
  - 町内に住所のある人、または修学のために町外に転出し

### 健(検)診の意向調査を実施します

町では、健診を円滑に受診してもらうため、「健(検)診意向調査」による健診の申し込みを受け付けています。対象となる健診を確認の上、期限までに調査票の提出をお願いします。

- ◆調査方法
  - 各自治区の健康づくり協力員から各世帯に調査票を配布します。
- ◆調査票の提出
  - 2月23日(日)までに自治区の健康づくり協力員に調査票を提出してください。
  - ※町の健診を受診しない場合は、その旨を記入してから提出してください。
  - ※詳細は配布する封筒に同封の「ご案内」を確認してください。

健康増進課 健康支援係  
☎45-4532

### た 人

- ◆貸与金額
  - 月額3万6千円以内
- ◆貸与期間
  - 学校などを卒業する月まで
- ◆条件
  - ①監督庁の認可を受けた学校や養成施設、養成所などに在学または修学予定であること
  - ②学業優秀であること
  - ③同種の修学のための資金を他の機関から借り受けていないこと
- ◆償還金額
  - 月額1万8000円(月賦、または半年賦の均等払い)
- ◆償還期間
  - 13年4カ月以内(開始時期は学校などを卒業したとき)
- ◆償還金の免除
  - 貸与期間終了後に町内に居住し、かつ町内の事業所で保健師などの業務に従事する場合、一定の要件を満たせば修学資金の償還金の一部を免除します。

### 農業所得と雑所得の区分について

家庭での消費を目的に野菜などを栽培している収支については、これまで農業所得として申告を受け付けていましたが、税務署の指導により、実態面および社会通念上において事業(農業)として認識されないものは「雑所得」に区分して申告を受け付けます。

- ◆農業所得とは(参考)
  - 農業所得とは、米や野菜などの生産を行う事業から生じる所得をいいます。
  - 家庭での消費を目的に野菜などを栽培している場合は、生産の規模が小さく収益を目的としないため、事業(農業)として取り扱うことはできません。

### 福島地方法務局からのお知らせ

- ◆相続登記はお済みですか
  - 令和6年4月1日から相続登記が義務化されました。相続(遺言も含みます)によつて不動産を取得した相続人は相続により不動産を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならぬこととされました。なお、令和6年4月1日以前の相続も対象です。
- ◆出前講座をご活用ください
  - 法務局では、相続登記の義務化に関する出前講座を実施しています。詳しくは、お近くの法務局にお問い合わせるか、法務局ホームページを確認ください。

福島地方法務局 若松支局  
☎0242-27-1501

相続登記義務化特設ページ  
出前講座申込ページ

### 精密検査を受けましょう

昨年8月～9月に受診した健(検)診結果に要精検の項目があった人は必ず精密検査を受けましょう。

精密検査は、病気の有無を確認するとともに、もし病気になっていたらとしてもそれを早期に見出し、治療を開始することが可能となります。

また、健(検診)は受けただけで終わりではありません。検査結果をよく確認し、普段の生活を見直す機会として大いに活用しましょう。精密検査をきちんと受けること、そして、結果から自分の生活習慣をチェックし改善することが健(検)診の「ゴール(終了)」です。

健康増進課 健康支援係  
☎45-4532

## 町民ミニミニ美術館

(町役場1階町民ホール)

春 夏 秋 冬 絵巻

「まぶたに残る ふるさとの暮らし」

鈴木 律子さん作 (本町)



1月下旬～2月下旬まで

※町役場開庁時間内(平日午前8時30分～午後5時15分)にご自由にご覧いただけます。

### 3月の休日当番医

日	医療機関名	電話番号	市町村
2日(日)	あらい内科循環器科クリニック	0242 (29) 1133	会津若松
	志波医院	// (22) 0289	
	有隣病院	0241 (24) 5021	喜多方
	山田産婦人科医院	// (22) 3032	
9日(日)	清田内科循環器クリニック	0242 (85) 6881	会津若松
	あみウイメンズクリニック	// (37) 1456	喜多方
	佐原病院	0241 (22) 5321	
	ゆうゆうクリニック	// (22) 2111	
16日(日)	あいづ脳神経内科クリニック	0242 (23) 9333	会津若松
	蛭谷整形外科医院	// (24) 6511	
	県立医科大学会津医療センター	// (75) 2100	喜多方
	あきもと整形外科クリニック	0241 (21) 1515	
20日(木) 春分の日	わたなベクリニック	0242 (24) 0506	会津若松
	たかだばし整形外科クリニック	// (56) 2882	喜多方
	有隣病院	0241 (24) 5021	
	いとう眼科	// (22) 5900	
23日(日)	さいとう内科胃腸科クリニック	0242 (38) 3717	会津若松
	たてうまクリニック	// (29) 2112	喜多方
	佐原病院	0241 (22) 5321	
	入澤病院	// (22) 0267	
30日(日)	にいでら診療所	0242 (38) 3676	会津若松
	穴沢耳鼻咽喉科医院	// (29) 0033	
	県立医科大学会津医療センター	// (75) 2100	喜多方
	大竹内科	0241 (22) 0241	
	あかぎ内科消化器科医院	0242 (83) 0303	会津坂下

### 3月の休日歯科医

日	医療機関名	電話番号	市町村
2日(日)	行仁歯科	0242 (93) 8480	会津若松
9日(日)	森川歯科クリニック	// (32) 5648	
16日(日)	やたべ歯科医院	// (27) 5791	
20日(木)	やなだ歯科医院	// (27) 6934	
23日(日)	山口歯科医院	// (28) 6482	
30日(日)	渡部圭一歯科	// (24) 6890	

【注意】 休日当番医・歯科医は変更になる場合があります。ご確認の上ご利用ください。

### 3月 診療所の土曜・ 整形外科診療日

日	月	火	水	木	金	土
						①
2	3	④	5	6	7	8
9	10	⑪	12	13	14	⑮
16	17	⑱	19	20	21	22
23	24	⑳	26	27	28	29
30	31					

○ 土曜診療日 (第1・3土曜)

○ 整形外科診療日

〈問い合わせ先〉

西会津診療所 ☎ 45-4228

### 納税・公共料金

◆国民健康保険税第8期

◆後期高齢者医療保険料第7期

納期限 2月28日(金)

◆水道料金・下水道料金

◆ケーブルテレビ使用料

◆インターネット使用料

納期限 3月10日(月)

### 心配ごと相談日

◆日時

3月7日(金)、27日(木)

各日午前9時～正午

◆場所

老人憩の家

〈問い合わせ先〉

町社会福祉協議会

☎ 45-4259